

こどもの権利条例(素案)への 「みんなの意見を募集するよ！アンケート調査」結果報告

1. こどもの権利条例(素案)への「みんなの意見を募集するよ！アンケート調査」実施状況

- (1) 募集期間:令和 7 年11月21日(金)～12月19日(金)
- (2) 対象者:富田林市内在住・在学の小学生・中学生・高校生
- (3) 方法:WEB または紙によるアンケート調査

※「小学校低学年(小学校1年生から3年生)」と「小学校高学年(小学校4年生から6年生)・中高生」は質問内容が異なります。

2. こどもの権利条例(素案)への「みんなの意見を募集するよ！アンケート調査」実施結果

- (1) 回答数:6,260 件(小学校低学年 1,885 件、小学校高学年・中高生 4,375 件)
- (2) アンケート調査結果を踏まえ、条例案の内容を一部見直しました。

No.	条例案の修正箇所		意見番号
	(旧)	(新)	
1	<p>(目的)第1条 この条例は、今と未来のすべてのこどものために、こどもとともに、まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進することにより、こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるとを目的とします。</p>	<p>(目的)第1条 この条例は、今と未来のすべてのこどものために、こどもとともに、すべての人がお互いの権利を尊重し合いながら、まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進することにより、こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるとを目的とします。</p>	①
2	<p>(こどもの権利の保障)第4条第2項 2 次に掲げるこどもの権利の保障に、まち全体で重点的に取り組みます。 (1) どのような理由でも差別されない権利 (2) あらゆる暴力から守られる権利 (3) 自分の意見等を聴かれ、表明し、その意見等が尊重される権利 (4) 自分に関わることに参加する権利 (5)安心して生き、育つ権利 (6)ありのままの自分で生きる権利 (7)休む・遊ぶ権利 (8)学ぶ権利 (9)相談する権利 (10)必要な支援を受ける権利</p>	<p>(こどもの権利の保障)第4条第2項 2 次に掲げるこどもの権利の保障に、まち全体で重点的に取り組みます。 (1) どのような理由でも差別されない権利 (2) あらゆる暴力から守られる権利 (3) 自分の意見等を聴かれ、表明し、その意見等が尊重される権利 (4) 自分に関わることに参加する権利 (5)安心して生き、育つ権利 (6)ありのままの自分で生きる権利 (7)社会とつながり、ともに生きる権利 (8)休む・遊ぶ権利 (9)学ぶ権利 (10)相談する権利 (11)必要な支援を受ける権利</p>	②
3	<p>(共通の責務)第5条第1項 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもの権利を理解し、尊重し、保障します。</p>	<p>(共通の責務)第5条第1項 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもの権利を知り、理解し、尊重し、保障します。</p>	③

3. こどもの権利条例(素案)への「みんなの意見を募集するよ！アンケート調査」の意見と市の考え方

番号	該当箇所	調査結果の概要	市の考え方
①	目的 (第1条)	<p>「こどもの権利条例」についてもっとこうなったらいいなと思ったことは、「助け合い・仲良くする・思いやり」という内容の意見が 41 件と最も多く、「みんなに優しくしたい」、「みんなに大切にされ、自分だけでなく、他の人も大切にされる」・「人と人が助け合ったらとてもいいなと思います」などの意見がありました。</p> <p>小学校低学年【小学校1年生～3年生】調査結果より</p>	<p>第1条に、「すべての人がお互いの権利を尊重し合いながら、」を追加します。</p> <p>「すべての人がお互いの権利を尊重し合いながら、まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進する」とは、こどもを含むすべての人が互いの権利を認め合い、尊重し合うことを基盤に、まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを進めることを意味します。</p>
②	こどもの権利の保障 (第4条第2項)	<p>アンケートの複数の設問において、「助け合い・仲良くする・思いやり」といった内容を条例に反映してほしいという意見が多数寄せられました。</p> <p>具体的には、「『こどもの権利条例』についてもっとこうなったらいいなと思ったこと(みんなに一人ぼっちにされない、家族友達大切に作る)」や、「大切だと思うこどもの権利(友だちと仲良く生きる、人と人で助け合う)」・「こどもの権利条例について思ったこと(みんなに優しくして仲良くなりたいたい)」の自由記述欄などで、このような意見が多く見受けられました。</p> <p>小学校低学年【小学校1年生～3年生】調査結果より</p>	<p>第4条第2項に、「社会とつながり、ともに生きる権利」を追加します。</p> <p>この権利は、家族、友人、学校、地域など、社会の様々な人々や集団とつながりを持ち、助け合いながらともに生きることが出来る権利です。</p>
③	共通の責務 (第5条第1項)	<p>「こどもの権利条例」についてもっとこうなったらいいなと思ったことは、「こどもの権利や条例をもっと知ってほしい」という内容の意見が 105 件と最も多く、こどもたちは大人やこどもにもっとこどもの権利や条例のことを知ってほしい・広めてほしいと思っています。</p> <p>小学校高学年【小学校4年生～6年生】・中高生調査結果より</p>	<p>第5条第1項に「知り」という文言を追加し、こどもの権利を大人が知ること責務とします。</p> <p>また、今後こどもの権利条例の周知について、様々な取組を行っていきます。</p>

番号	該当箇所	調査結果の概要	市の考え方
④	その他	<p>もっとこんなことを書いてほしい・もっと具体的に書いてほしいという内容の意見が 31 件あり、具体的にもっと何ができるのか、いじめや差別などのこどもの権利侵害を防ぐための対応策といった条例の具体性をこどもたちは求めています。</p> <p>小学校高学年【小学校4年生～6年生】・中高生調査結果より</p>	<p>広報物(こども向け概要版等)に、条例に定められている具体的な対応について明記します。</p> <p>今回のアンケート調査では、こども向けの条例の概要版を読んで、こどもたちに回答してもらいました。概要版では、具体的に市がどういうことを実行していくのかを記載できていなかったため、今後の広報物においては、具体的な対応策もいっしょに記載します。</p>